

議会運営委員会記録

1 日 時 令和5年12月14日(木曜日)
開 会 午後 1時06分
閉 会 午後 1時27分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	成 田 光 雄
副委員長	泉 英 之
委 員	田 辺 裕 三
//	久 保 大 憲
//	松 井 邦 人
//	岡 部 享
//	舎 川 智 也
//	押 田 大 祐
//	松 井 桂 将
//	横 野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	吉 田 修
//	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦

6 説明のために出席したもの

【財務部】

部長	牧 田 栄 一
財政課長	中 山 武 史

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
庶務課主幹	中 川 誠
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影の許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に松井 桂将委員、横野委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目、追加議案についてであります。

このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
当局の皆さんは、退室願います。

〔財務部退室〕

委員長 今ほど、財務部長から説明がありましたとおり、本定例会最終日である12月20日（水曜日）に条例案件1件が追加提出される予定になっております。この案件について、議長は所管する厚生委員会へ付託するとの判断を示しておられます。

そこで、この案件については、20日の本会議において、提案理由説明、議案質疑の後、本会議を一旦休憩し、休憩中に厚生委員会を開いて審査を行うことにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
 なお、追加議案の議案概要書及び議案説明資料については、この委員会終了後に、また、議案書については、12月19日（火曜日）に配付いたします。
 以上で、追加議案についての協議を終了します。
 この後、議案の審査を行いますので、しばらくお待ちください。

〔議会事務局着席〕

委員長 次に、協議事項2番目、本委員会に付託されました議案の審査を行います。
 議案第133号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件
 を議題といたします。
 これより、事務局の説明を求めます。

議会事務局長 〔挨拶〕

庶務課長 〔議案概要書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
 質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
 これより、議案第133号の討論に入ります。
 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
 これより、議案第133号を採決いたします。
 本案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。
議会事務局の皆さんは退席願います。

〔議会事務局退席〕

委員長 委員各位に御相談申し上げます。
委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように取り計らいます。
次に、協議事項3番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。
それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。
まず、1番目の「いじめ防止対策推進法の遵守徹底を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

岡部委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、2番目の「認知症との共生社会の実現を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、3番目の「医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

久保委員 調査・研究です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、4番目の「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、5番目の「総合経済対策による定額減税や低所得者世帯への支援に伴う地方財政への影響の解決を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 反対です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、6番目の「旧統一教会等による被害の防止・救済を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、7番目の「女子差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 自由民主党の会派がまだ1つだった頃、令和3年9月定例会において、我が会派から提出した内容とほぼ同じで、当時、日本維新の会だけが賛成しなかったと記憶しております。賛成です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、8番目の「パレスチナ情勢に関する意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
次に、9番目の「年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 調査・研究です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 調査・研究です。

岡部委員 調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。
それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について、確認をいたします。
全会一致の賛成となりましたものは、2番と4番の2つです。
また、全会一致の賛成とならなかったものは、1番、3番、5番から9番です。
次に、全会一致の賛成となりましたものにつきましては、議会運営委員会の委員から御提案をいただい

ておりますので、提案者のお願いをいたします。
まず、2番目の「認知症との共生社会の実現を求める意見書」につきましては、議員提出議案第27号で、舎川委員から提案をお願いいたします。
次に、4番目の「食品ロス削減への国民運動のさらなる推進を求める意見書」につきましては、議員提出議案第28号で、押田委員から提案をお願いいたします。
説明は以上です。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を12月15日（金曜日）の正午までに事務局に提出してください。
事務局には、同日中に各会派に一覧表を配付させたいと思います。
次に、協議事項4番目の議員派遣の件についてであります。
このことについては、お手元の資料2のとおりです。
この件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、12月20日（水曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
ここで、先ほどの追加議案、意見書及び議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。

まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、12月19日（火曜日）の正午まで、また、討論の通告期限については、12月18日（月曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が、12月19日（火曜日）の正午までとなりますので、御承知おきください。

次に、協議事項5番目の本会議の進め方についてであります。

まず、吉田議員から事前に配付しましたとおり、12月6日（水曜日）の本会議の一般質問における自身の発言の一部を取り消したいとの申出がありました。

そこで、追加議案、議員提出議案及び議員派遣の件を踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料3に沿って、事務局より説明させます。

議事調査課長 〔資料3「令和5年12月20日（水）本会議の進め方（案）」により説明〕

委員長 それでは、最終日、12月20日の本会議の進め方につきましては、今ほど説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。
以上で本日の協議事項は終了いたしました。
これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年12月定例会
(令和5年12月14日)
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井桂将

署名委員 横野 昭